

広島県工事費内訳書取扱要領

平成 26 年 6 月 1 日 制 定
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 28 年 6 月 1 日 一部改正
平成 30 年 6 月 1 日 一部改正
平成 31 年 2 月 4 日 一部改正
令和 2 年 6 月 1 日 一部改正
令和 3 年 6 月 1 日 一部改正
令和 3 年 8 月 1 日 一部改正
令和 4 年 6 月 1 日 一部改正
令和 5 年 5 月 1 日 一部改正
令和 5 年 9 月 1 日 一部改正
令和 6 年 6 月 1 日 一部改正
令和 7 年 6 月 1 日 一部改正
令和 7 年 12 月 5 日 一部改正
令和 8 年 6 月 1 日 一部改正

1 趣旨

この要領は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、広島県が発注する建設工事の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）の適正な積算を促進するため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) この要領において「工事」とは、建設業法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (2) この要領において「調査基準価格」とは、建設工事執行規則（平成 8 年広島県規則第 39 号）第 7 条の 2 の調査基準価格をいう。
- (3) この要領において「重点調査」とは、建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成 8 年 1 月 1 日施行、以下「低入要綱」という。）第 7 条第 3 項の重点調査をいう。

3 対象工事

県が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての工事

4 工事費内訳書の提出

- (1) 書面により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出させるものとする。

- (2) 広島県電子入札実施要領（平成 20 年 4 月 1 日制定）に基づく電子入札システムにより入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させるものとする。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には、求める全ての様式を書面により提出させるものとする。（電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めない。）

なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付させるものとする。

- (3) 書面によらない場合は、Microsoft Excel、Microsoft Word 又は Adobe Reader で閲覧・印刷可能なものとする。
- (4) 書面により入札に参加する場合、又は電子ファイルの容量等の問題により書面で提出する場合においては、次の事項を記入した封筒に封入して提出させるものとする。
- ア 提出者の商号又は名称
 - イ 工事費内訳書が在中している旨
 - ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
- (5) 上記により難しい場合は、別に定める。

5 入札参加者への周知

発注者は、工事費内訳書の提出等について、入札公告又は入札条件に記載すること等により周知するものとする。

6 工事費内訳書の様式及び記入内容等

- (1) 工事費内訳書の様式及び内容は次表のとおりとする。

なお、特殊設備工事を除く営繕工事（以下「営繕工事」という。）の場合は、「様式 1～3」を「様式営 1～営 3」に読み替えて適用するものとする。

様式	内容
様式 1	工事費内訳書（表紙）
様式 2	「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」
様式 2－2	労務費の算定方法
様式 3	労務賃金調書

- (2) 工事費内訳書への記入が必要な内容は次のとおりとする。

様式 1、様式 2（「下請負人及び見積額」に関する部分を除く。）及び様式 2－2（9 (1)に規定する労務費ダンピング調査の対象外工事は除く。）

なお、入札価格が調査基準価格未満であった場合には、「下請負人及び見積額」に関する部分を記載した様式 2 及び様式 3 について、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書（別記 1）で指定した提出期限（依頼日から起算して 3 日以内）に提出するものとする。この場合の様式 2 は、6 (3) イ (イ) のとおり、工事数量総括表に記入されている、費目・工種明細など、単位及び数量（営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目までの項目、単位及び数量）を漏れなく記入したうえで、

見積額を記入すること。

(3) 工事費内訳書の記入方法は次のとおりとする。

ア 様式1 工事費内訳書(表紙)

(ア) 入札者の商号又は名称、工事名を記入すること。

(イ) 「低入札価格調査に係る意向確認欄」について回答すること。記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱う。なお、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を行う場合がある。

イ 様式2 「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

(工事費の内訳)

(ア) 工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。

(イ) 工事数量総括表に記入されている、費目・工種明細など、単位及び数量(営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目までの項目、単位及び数量)を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、入札時は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3までの記入とし、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合はレベル4まで記入する。ただし、入札公告又は入札条件により別途工事費内訳書の記入方法を示す場合は、その記入方法によることができる。

(ウ) 工事価格は、入札価格と同額であること。

なお、工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。

(エ) 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

なお、工事数量総括表で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。

また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで2箇所以上の工事箇所がある場合も、それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。ただし、入札公告又は入札条件により別途工事費内訳書の記入方法を示す場合は、その記入方法によることができる。

(オ) 総合評価落札方式の適用工事のうち、技術評価2型、技術評価1型及び高度技術提案型により実施する工事においては、6(3)イ(イ)の区分に応じて、工事数量総括表に記載されている費目のレベル3まで記載した場合はレベル3の工種の下に、レベル4まで記載した場合はレベル4の工種(営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目)の下に、技術提案の内容及びこれに係る経費等を記入すること。

(カ) 材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)及び建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金の見積額を記入す

ること。

なお、材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のように記入すること。

(全額計上が困難) 「算出不能」、「計上不可」等と記入

(一部計上が困難) 計上可能な分のみ記入し、「*** (一部のみ計上)」円等と記入

※「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含まない。

※法定福利費はこの取扱いの対象外である。

また、建設業退職金共済契約に係る掛金について、納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「-」と記入すること。

(下請負人及び見積額)

(キ) 全ての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。

(ク) 工事費の内訳に記入された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。

(ケ) 一次下請予定者から見積を徴収する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とすること。

(コ) 一次下請予定者から見積を徴収した際は、提出された見積書の内容を反映して記入すること。

また、全ての一次下請予定者の見積書(押印あり)の写しを添付すること。

(サ) 建設工事に該当しない警備の委託(業務)等については、それを手配する予定の入札者又は一次下請負予定者に含めて記入すること。

ウ 様式2-2 労務費の算定方法

(ア) (3)イ(カ)で記入した労務費の算定方法について、回答すること。

エ 様式3 労務賃金調書

(ア) 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。

(イ) 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

7 工事費内訳書の審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した工事費内訳書により行うものとし、追加資料の提出は認めない。

ただし、発注者が必要と認めた場合には、入札者に説明を求めることができる。

(1) 次に該当する者は、失格とし、落札者とししないものとする。

ア 全般

(ア) 6で記入を求める様式(様式2-2を除く)が開札時に提出されていない場合。

(イ) 9(2)に規定する労務費ダンピング調査の調査対象者について、様式2-2が

開札時に提出されていないまたは記載内容に不備があった場合に、発注者が指定した提出期間内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出を求めたにも関わらず提出がなかった場合。

(ウ) 4で規定する提出方法によらない場合（様式2-2を除く）

イ 様式1

(ア) 入札者の商号又は名称が適切に記入されていない場合。

(イ) 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合。

ウ 様式2

(工事費の内訳)

(ア) 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合。

(イ) 入札者の商号又は名称が記入されていない場合。

(ウ) 設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」、「単位」、「数量」(6(3)イ(イ)及び(エ)ただし書きによる場合は、入札公告又は入札条件により別途示す項目)が漏れなく適切に記入されていない場合、及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。ただし、調査基準価格以上で入札している場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3までの単位及び数量とする。

なお、営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目までの項目、単位及び数量とする。

また、警察本部及び教育委員会発注工事の場合は、工事設計書等に記載する内訳とする。

(エ) 工事価格（工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計金額）と入札金額が異なる場合。

(オ) 6で記入を求めている場合において、技術提案の内容及びそれに係る経費等が適切に記入されていない場合。

(カ) 6(3)イ(カ)の見積額が記入されていない場合。ただし、6(3)イ(カ)のなお書き及びまた書きの場合は除く。

(下請負人及び見積額)

(キ) 6で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者の商号又は名称が記入されていない場合。

(ク) 6で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者からの見積書（写し）の添付がない場合、一次下請予定者の押印が無い場合、又は具体的な工種・数量等を明示した見積となっていない場合。

(ケ) 6で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、一次下請予定者からの見積書に記入された工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合。

エ 様式3

(ア) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の会社名が記入されていない場合。

(イ) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請

の予定がある場合)の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合。

(2) なお、調査基準価格を下回る入札金額の場合は、低入札価格調査において上記(1)に加え、次の事項を確認する。

ア 様式1の該当項目に回答があること、及びその回答により、低入要綱第10条に定める低価格入札者と契約する場合の措置等の履行を予定していることが確認できること。

イ 一次下請予定者の見積書に基づき適正に計上されていること。

ウ 設計図書(仕様書等)に計上している設計数量(参考数量)を満足する数量に基づく見積であること。

エ 適正な見積(積算)に基づき工事価格が算出されていること。

8 提出された工事費内訳書の取扱い

(1) 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回(取消)又は追加等は認めない。

(2) 提出された工事費内訳書は、返却せず他の入札関係書類と併せて保管する。

(3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ建設業法第40条の4に基づき調査を行う者(以下「建設Gメン」という。)、許可行政庁、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

(4) 提出された工事費内訳書は、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)に基づく開示の対象となる。

9 労務費ダンピング調査に関する取扱い

(1) 対象工事

競争入札に付す建設工事のうち、災害復旧事業等の工事及び軽微な工事(※)のうち発注者が実施を要しないと認めたものを除く全ての工事

※ 請負対象設計金額 500 万円未満の工事であって積算基準によらず見積りにより設計したもの

(2) 調査対象者

落札候補者のうち、工事費内訳書に記入した直接工事費が、官積算の直接工事費の97%を下回る者

(3) 調査方法

様式2-2により、調査対象者の労務費の算定方法を確認し、労務費が適切に算定されているかを確認する。

(4) 調査後の対応

労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合、契約を締結した上で、適切な労務費の確保について、書面により要請するとともに、建設Gメンへの通報を行う。また、10に規定する工事完成後調査の実施対象とする。なお、調査後、契約に至らなかった者については、書面による要請及び建設Gメンへの通報は実施しない。

10 完成後の調査に関する取扱い

- (1) 工事の施工にあたり、次に掲げる事項に該当する場合で、特に必要と認められる場合は、完成後の調査を実施する。
 - ア 工事費内訳書の経費区分ごとに計上した金額が、官積算と比較して著しく低い場合
 - イ 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
 - ウ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合
 - エ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、必要な費用が適切に確保されていなかったことによるものと疑われる場合
 - オ 労務費ダンピング調査において、労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合
- (2) 完成後の調査は、低入要綱第 7 章に規定する工事完成後調査の重点調査以外の場合に準じて実施することとする。ただし、労務監査に係る規定は準用しない。
- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合は、県が受注者に対して労務監査を実施する。

11 災害復旧工事等に係る特例の取扱い

6(3)イ(イ)及び(エ)ただし書きは、災害復旧工事等の円滑な執行を図るため、知事が特に必要と認める場合に適用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 6 月 1 日以降に公告又は指名する工事から適用する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日改正については、平成 27 年 4 月 1 日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 3 平成 28 年 6 月 1 日改正については、平成 28 年 6 月 1 日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 4 平成 30 年 6 月 1 日改正については、平成 30 年 6 月 1 日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 5 平成 31 年 2 月 4 日改正については、平成 31 年 2 月 4 日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 6 令和 2 年 6 月 1 日改正については、令和 2 年 6 月 1 日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 7 令和 3 年 6 月 1 日改正については、令和 3 年 6 月 1 日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 8 令和 3 年 8 月 1 日改正については、令和 3 年 8 月 1 日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 9 令和 4 年 6 月 1 日改正については、令和 4 年 6 月 1 日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 10 令和 5 年 5 月 1 日改正については、令和 5 年 5 月 1 日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 11 令和 5 年 9 月 1 日改正については、令和 5 年 9 月 1 日以降に公告又は指名する建設工

事に適用する。

- 12 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 13 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。
- 14 令和7年12月5日改正については、令和7年12月12日以降に適用する。
- 15 令和8年6月1日改正については、令和8年6月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。

低入札価格調査資料等提出依頼書

令和 年 月 日

様

契約担当職員

工事名

工事場所

令和■年■月■日に開札した上記工事について、広島県工事費内訳書取扱要領6（1）に規定する次の資料を令和●年●月●日までに提出してください。

提出しない場合及び提出した資料が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがあります。

提出期限までに、資料の提出がない場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不相当であると認めて低入札価格調査を終了します。

（提出資料）

1 「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」（様式2）

※ 工事費の内訳については、工事費数量総括表に記載されている費目などのうちレベル4までの費目を記入したもの。

2 労務賃金調書（様式3）

※施行上の注意

建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第4項に規定する資料等を求める場合には、同要綱別記2の様式を使用し、広島県工事費内訳書取扱要領6（1）に規定する資料（この依頼書に掲げる提出資料）の提出をあわせて求めることとする。